(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025 年 6月 30日

神戸市長 宛

提出者

埼玉県さいたま市西区三橋 住所

5丁目976番地1

株式会社AQ Group 氏名 代表取締役 加藤 博昭

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

048-620-4513 (代)

電話番号 078-937-0744(担当)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	の			株式会社AQ Group 関西支社 神戸市内事業場
事	業	場の)所	在		神戸市内 (株式会社AQ Group 関西支社 管轄事業場)
計		画	期		間	神戸市内 (株式会社AQ Group 関西支社 管轄事業場)
当計	该事業	き場に こ	おいて	現に	行。	っている事業に関する事項
	①事	業の種	重類			0651 木造建築工事業
	②事	業の規	見模			令和6年4月1日~令和7年3月31日 完成工事高7,273,483千円
	3従	業員数	汝			137人
	_	≣業廃勇⊒		一連		【主な処理の工程】 ・廃プラスチック類→破砕/圧縮→再利用または安定型埋立 ・紙くず → 破砕/圧縮/焼却 →再利用または管理型埋立 ・木くず → 破砕/焼却 →再利用または管理型埋立 ・金属くず→ 破砕 →再利用 ・ガラスくず及び陶磁器くず →破砕 ・がれき類 → 破砕 →再利用または安定型埋立 ・がれき類 → 破砕 →再利用または安定型埋立 ・がれき類 → 破砕

to all the state of the state o									
	に係る管理体制に関する事項								
(管理体制図)									
別紙2の通り									
	Joseph De Jacobs								
産業廃棄物の排出の)抑制に関する事項 <mark></mark>								
	【前年度(令和 年度)実績]							
	産業廃棄物の種類								
	排出量	t	t						
①現状	(これまでに実施した取組)								
少先小	別紙1、2の通り								
	【目標】								
	産業廃棄物の種類								
	排出量	t	t						
	(今後実施する予定の取組)								
②計画	別紙1、2の通り								
	737/12(1)								
 産業廃棄物の分別に	- 「関すろ事項								
至未完未协心为 / / / /	(分別している産業廃棄物の種類	粗及び分別に関する取組)						
	別紙1、2の通り	短次 0.77 かに関する収配)						
	がれて、 2 V/通り								
①現状									
			· π νη \						
	(今後分別する予定の産業廃棄物	の種類及び分別に関する)取組)						
	別紙1、2の通り								
②計画									

自ら	行う産業廃棄物の再	手生利用に関する事項			
		【前年度(令和年度	度) 実績】		•
		産業廃棄物の種類			
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
	① 現状	(これまでに実施した耶	7組)		
		別紙1、2の通り			
		【目標】			
		産業廃棄物の種類			
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
(2計画	(今後実施する予定の取	双組)		
		別紙1、2の通り			
<u></u> 自ら	 行う産業廃棄物の中	<u> </u> 間処理に関する事項			
			更) 実績】		
		産業廃棄物の種類			
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	t
	①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
		(これまでに実施した耶	2組)		
		別紙1、2の通り			
		【目標】			
		産業廃棄物の種類			
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
	②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定の取	双組)		
		別紙1、2の通り			

自身	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
		【前年度(令和年度	E) 実績】					
		産業廃棄物の種類						
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t				
	①現状	(これまでに実施した取別紙1、2の通り	(組)					
		【目標】						
		産業廃棄物の種類						
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う	t	t				
	②計画	産業廃棄物の量	, Vu /					
		(今後実施する予定の取 別紙1、2の通り	种/					
産業	美廃棄物の処理の委託							
		【前年度(令和 年度	E) 実績】 					
		産業廃棄物の種類						
		全処理委託量	t	t				
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t				
		再生利用業者への 処理委託量	t	t				
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t				
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t				
		(これまでに実施した取 別紙1、2の通り	(組)					

(第5面)

	(粉)	D	
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取別紙1、2の通り	組)	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

7 ※相	闌は記入	しな	いこ	と。
------	------	----	----	----

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和 5 年度)実績量計画:今年度(令和 6 年度)計画量

画:今年度(令和 6 年度)計画量 単位:トン/年

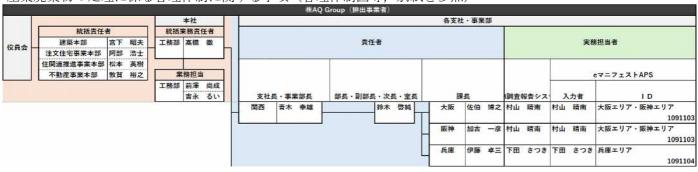
_		<u> </u>		ግዛ ነ	う 年	<u> 関)計</u> l	<u> </u>											単位:トン		,
		に関する 項		写生利用に る事項	自ら行	テラ中間処	理に関する	事項	自ら行う均に関す	型立処分等 る事項					処理委託に	関する事項				
	排出(前年度実		産業廃 (前年度実	利用を行う 棄物の量 軽績値の② ⑧)	自ら熱回 産業廃類 (前年度実	栗物の量		産業廃棄 D量	海洋投入 産業廃葬	乗物の量 経績値の③	全処理		優良認定 へ 処理3 (前年度実	の 託量	処理	業者への 委託量 績値の⑫)	処理氢)	認定熱回 外の熱回4 者への処: (前年度実	収を行う業 理委託量
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0100燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0200汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0300廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0400廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0500廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0600廃プラスチック類	79. 29	83. 25	0	0	0	0	0	0	0	0	79. 29	83. 25	79. 29	83. 25	79. 29	83. 25	0	0.00	0	0.00
0700紙くず	33. 14	34. 80	0	0	0	0	0	0	0	0	33. 14	34. 80	33. 14	34. 80	33. 14	34. 80	0	0. 00	0	0.00
0800木くず	410. 34	430. 86	0	0	0	0	0	0	0	0	410. 34	430. 86	153. 83	161. 52	410. 34	430. 86	0	0. 00	0	0.00
0900繊維くず	0. 36	0. 38	0	0	0	0	0	0	0	0	0. 36	0. 38	0	0.00	0	0. 00	0	0.00	0	0. 00
1000動植物性残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0. 00	0	0.00	0	0.00
1100ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1200金属くず	26. 56	27. 89	0	0	0	0	0	0	0	0	26. 56	27. 89	26. 56	27. 89	26. 56	27. 89	0	0. 00	0	0. 00
1300ガラスくず、コンクリートくず及 び陶磁器くず	148. 24	155. 65	0	0	0	0	0	0	0	0	148. 24	155. 65	9. 5	9. 98	148. 24	155. 65	1. 74	1. 83	0	0.00
1400鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0. 00
1500がれき類	348. 15	365. 56	0	0	0	0	0	0	0	0	348. 15	365. 56	12. 41	13. 03	342. 7	359. 84	0	0.00	0	0.00
1600動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1700動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1800ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0. 00	0	0.00	0	0.00
2010建設混合廃棄物	1.04	1. 09	0	0	0	0	0	0	0	0	1.04	1. 09	0	0. 00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2020建設混合廃棄物	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2440石綿含有産業廃棄物	8. 42	8. 84	0	0	0	0	0	0	0	0	8. 42	8. 84	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計	1055. 54	1108. 317	0	0	0	0	0	0	0	0	1055. 54	1108. 317	314. 73	330. 47	1040. 27	1092. 2835	1. 74	1. 827	0	0

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①東娄の孫叛	0CF1 大生建筑工事类
①事業の種類	0651 木造建築工事業
②事業の規模	令和6年4月1日~令和7年3月31日 完成工事高7,273,483千円
③従業員数	1 3 7人
④産業廃棄物の 一連の処理の工程	【主な処理の工程】 ※収集運搬および中間処分・最終処分を業者に委託 ・廃プラスチック類→破砕/圧縮 →再利用または安定型埋立 ・紙くず →破砕/圧縮/焼却 →再利用または管理型埋立 ・木くず →破砕/焼却 →再利用または管理型埋立 ・金属くず →破砕 →再利用 ・ガラスくず →破砕 →再利用または安定型埋立 ・がれき類 →破砕 →再利用または安定型埋立

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等,別紙を参照)



3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

生未光来1						
①現状		(これまでに実施した取組) ・包装材の簡素化 ・実寸発注の実施(木くず削減) ・余剰材の回収、再利用 (ガラスくず(石膏ボード) 等)				
②計画		(今後実施する予定の取組)・余剰材の回収、再利用品目の拡大・実寸発注部材の品目の拡大新しく解体業者と提携する際には、極力優良産業廃棄物処理業者の認定処分場を利用する様に依頼。				

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築現場では現場毎および品目毎にて可能な限り分別 ・解体現場については、廃掃法の品目に準じて可能な限り分別
②計画	(今後,分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合廃棄物の排出量を抑制する為に分別状況の確認体制を強化 (分別状況の写真提出 等)

5	目り行り産業廃棄物(の再生利用に関する事項
	①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし
	① 現状	
	②計画	(今後実施する予定の取組) 該当なし
	②計画	
6	自ら行う産業廃棄物の	の中間処理に関する事項 「(これまでに実施した取組)
	①現状	該当なし
		(今後実施する予定の取組)
	②計画	該当なし
7	自ら行う産業廃棄物の	の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
	①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし
	②計画	(今後実施する予定の取組) 該当なし
8	産業廃棄物の処理の	
	①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし
		(今後実施する予定の取組)
	②計画	該当なし